

第Ⅱ部 施策の展開

第1章 高齢期の健康づくり・生きがいつくりの支援

「健康であること」、「生きがいを持つこと」、「閉じこもらずに外に出て積極的に人と交流すること」は、高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくための重要な要素であり、それは介護予防とも密接に関係しています。生きがいつくり、健康づくり、介護予防に関する事業を相互に関連性を持たせて一体的に実施することにより、活力にあふれた高齢社会を目指していきます。

1 健康づくりの支援

健康は生活の基礎となるものであることから、健康寿命（「日常生活に制限のない期間」）の更なる延伸に向け、高齢者の健康づくりに資する多様な事業を展開します。

（1）健康診査

40～74歳の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を、75歳以上の方を対象に後期高齢者医療健康診査を実施します。健診受診後には、保健指導・健康相談等実施します。

（2）介護予防普及啓発事業

老人会、地域サロン等地区活動において、介護予防及び健康づくりに関する健康教育や健康相談を行ったり、個別に応じた訪問指導を行うことで、知識の普及を図り、高齢者自身が主体的に介護予防・健康づくりのための活動ができるよう実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康教育の実施回数（回）	313	161	74	70	80	90

(3) 生活不活発病予防事業

より身近な場所で気軽に出かけることができる自由参加型サロン等を開催し、体を動かす機会を増やすことで、より活動的で張りのある生活を送れるよう支援します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数 (人)	—	—	809	900	900	900

(4) 認知症予防事業**①認知症予防普及啓発事業**

広く市民に、認知症が予防できること、その予防方法について理解することができるよう、自治会、女性学級、老人会等地域組織での健康講座、認知症予防講演会、介護保険証交付会等を通して、認知症予防に関する健康教育を実施します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数 (人)	—	—	—	240	250	260

②認知症予防教室

より身近な場所で地域活動を中心とした地域型認知症予防教室やウォーキング・料理プログラムを取り入れた認知症予防教室を認知症予防ボランティアの協力を得ながら、実施することで、認知症の理解を深め、主体的に継続的な予防活動ができるよう支援していきます。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数 (人)	142	158	0	0	120	120

(5) 介護予防サポーター育成支援事業

高齢者が要介護状態にならずに、身近な地域で積極的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう支援するための介護予防サポーターを育成支援します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サポーターの 育成人数 (人)	0	56	33	20	20	20

(6) 健康づくり・介護予防に関する情報提供の推進

「広報みなみそうま」をはじめとする市や地域の広報紙や冊子、ホームページなどを活用し、より多くの市民に対して、健康づくりや介護予防に関する情報提供を行い、本人及び周囲への介護予防に対する意識の高揚を図ります。

2 介護予防事業の充実

高齢者が健康であるとともに、できる限り長く自立した生活を送ることができるよう、要介護状態に陥るリスクの高い方を中心とした介護予防事業を展開します。

(1) 二次予防事業対象者(ハイリスク高齢者)把握事業

65歳以上の高齢者を対象に、地域包括支援センター、健康づくり部門等関係機関と連携を図り、高齢者の実態把握を行いながら、介護状態に陥る恐れのある高齢者(生活機能アンケート調査実施)を把握していきます。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者(ハイリスク高齢者)に対して、地域包括支援センターがアセスメント(課題分析)を行い、個別に応じた介護予防ケアプランを作成し、介護予防事業等へつなげていきます。さらには継続的にモニタリング・評価を行いながら支援することで介護予防の効果を高めていきます。

(3) 筋力向上トレーニング事業

概ね 65 歳以上で、介護状態に陥る恐れのある高齢者を対象に、衰えた筋力の維持及び向上を図るため、高齢者向けのトレーニング機器を使用した運動教室を実施します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数 (人)	92	95	17	96	96	96

(4) 転倒予防事業

概ね 65 歳以上で、介護状態に陥る恐れのある高齢者を対象に、転倒予防を中心とした筋力アップ運動や日頃から実施できるような運動を学びながら、高齢者自身が主体的に健康を維持するための活動に取り組んでいけるよう実施します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数 (人)	29	12	36	30	30	30

(5) 栄養改善事業

介護状態を生み出す要因の一つである高齢者の低栄養等について、他の介護予防事業と併せながら、栄養に関する教育・相談を行い、低栄養状態等の改善を図ります。

(6) 口腔機能向上事業

高齢者の摂食・嚥下機能が低下している者及びその恐れのある者に対し、他の介護予防事業と併せながら、口腔機能の向上のため、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する健康教育・相談を行います。

(7) 閉じこもり予防事業

概ね 65 歳以上で、介護状態に陥る恐れの高い高齢者を対象に、軽体操、レクリエーション、趣味教養等生きがい活動を通して、閉じこもりを予防し、活動的で生きがいのある生活が送れるよう支援します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数 (人)	-	-	-	0	30	60

3 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進

高齢者の生きがいづくりの一助となるよう、生涯を通じた学習活動、スポーツ活動の機会の充実を図ります。

(1) 生涯学習活動の推進

高齢者の学習意欲の高揚と生きがいづくりの支援のために、生涯学習担当課と連携し、生涯学習活動の推進に努めていきます。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

高齢者の健康増進や生きがいづくり、更にはスポーツ活動を通して、高齢者間の交流や多世代との交流機会の拡充が図られるよう、スポーツ振興担当課と連携し、生涯スポーツ活動の推進に努めていきます。

4 高齢者活動団体への支援

「いきいき」「はつらつ」として暮らす高齢者が増えるよう、高齢者の主体的な活動支援や就労機会の充実を図ります。

(1) 老人クラブ活動の育成・支援

老人クラブの育成のために、加入率の減少、役員など世話役の引き受け手不足などの課題の改善に向けた取り組みや、より良い組織づくりについて、関係機関と協議しながら支援します。

(2) シルバー人材センターの活動支援

高齢者の経験・技術を活用し、臨時的、短期的な就業を提供し、高齢者の就労の促進と生きがいの充実や福祉の増進のため、事業活動等の支援を行います。

5 交流や社会参加への支援

長寿を祝い、年長者を敬う行事を通じて高齢者と地域のつながりを育むとともに、高齢者の社会参加と生きがいつくりを図ります。

(1) 敬老祝金等事業

満 77 歳、88 歳、99 歳、100 歳に達した高齢者に敬老祝金等を支給し、長寿を祝います。また、市や高齢者を取り巻く環境等も勘案しながら、適切な事業内容となるよう見直しを検討します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支給者数 77 歳 (人)	794	778	860	717	792	800
88 歳 (人)	340	314	278	323	398	400
99 歳 (人)	19	26	15	28	29	30
100 歳 (人)	9	14	12	11	27	29

(2) 金婚祝賀会

結婚 50 周年という大きな節目を迎えた夫婦に対し、市として祝意を表すために金婚祝賀会を開催し、夫婦の生活意欲と生きがいつくりに寄与します。

(3) 敬老会（高齢者賀寿事業）

高齢者の生活向上の意欲を高めるために敬老会を実施し、高齢者を敬うことを若年世代に広く啓発していきます。

震災の影響により現在は休止していますが、今後は、住民が主体となり、より身近な地域で開催することを目指していきます。具体的には、(仮称)開催検討委員会を設置して、原町区においては概ね生涯学習センター単位で、鹿島区においては地区単位での開催が実現できるように検討します。小高区については、避難指示解除の動向を見極めながら地区の設定を検討します。

(4) 高齢者生活支援ガイドブックの作成

高齢者の快適な生活を支援するため、市内公共施設や各種生涯学習講座、スポーツ教室の情報や市内商店等で受けられる高齢者向けサービス等を調査し、ガイドブックを作成し、65 歳以上の高齢者がいるすべての世帯に配布します。

6 高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進

市が実施する事業の参加を通じた健康づくりだけでなく、日常生活における自らの健康づくりの自助努力を促します。

【主な取り組み】

○保健計画と連携した健康づくり運動の推進

保健計画における高齢者関連事業を紹介します。

○健康づくりを推進する人材育成

地域で住民主体の健康づくりを実施するため、健康づくりを推進するリーダーを育成します。

○仲間と一緒に健康づくり支援

健康づくりを継続するために、仲間との活動を支援します。

○歯科保健の推進

歯科健康教室や歯科保健指導を関係機関と連携して実施します。

○仮設住宅における健康づくりの促進

仮設住宅等におけるラジオ体操、ウォーキングの励行などの避難者の自助努力による健康づくりの取り組みを促進します。

第2章 高齢者の生活上の不安や困りごとに対する支援

高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、高齢者それぞれの状態やニーズに合った支援が必要です。本市では、高齢者の安心で快適な生活を実現するために必要な生活支援の充実を図ります。

1 認知症高齢者ケアの充実

高齢化の進展に伴い、今後は認知症高齢者の更なる増加が予想されます。認知症に対応した介護サービスの充実を図るとともに、認知症高齢者の暮らしをすべての住民で支えることのできる地域づくりに資する事業を展開していきます。

(1) 認知症サポーター養成事業

認知症の方が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、より多くの方が、認知症について学び、対応の仕方について理解を深めることで、学んだことを家族や友人等身近な方に伝え、認知症の方及びその家族を地域で暖かく見守り支えていくサポーターを養成します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
養成者数（人）	88	104	0	0	50	80

(2) 徘徊高齢者早期発見システム事業

認知症による高齢者徘徊時の早期発見により、事故などの防止を図る位置探知装置の貸与ならびに地域住民、警察、福祉施設等を含めた早期発見システム構築を検討します。

(3) 地域密着型介護サービスの充実

介護サービスにおいて、認知症の人を適切にケアし、家族の負担を軽減するものとして、地域密着型サービスは非常に有効です。市内では、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護の認知症対応型サービスをはじめ、小規模多機能型居宅介護のサービスも提供していきます。

今後も、認知症対応型のサービスを中心とした身近な地域における介護サービス提供基盤の充実を図ります。

(4) 活動団体への支援

認知症高齢者に関する相談、家族の集いや講演会の開催等を実施している活動団体に対し、団体の組織強化や地域包括支援センター、ボランティア等関係者、関係機関とのネットワークづくりを支援します。

2 高齢者の在宅生活を支える事業

自立度が比較的高く在宅で生活する高齢者に対し、住み慣れた自宅で自分らしい生活をできる限り長く続けられるよう、日々の生活を支援する事業を実施します。

(1) 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

介護保険対象外の60歳以上の高齢者を対象に、高齢者が自宅において転倒等により要介護等の状態にならないよう住宅改修資金の助成を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成件数（件）	20	28	14	20	27	30

(2) 住宅改修支援事業

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業及び介護保険の住宅改修を実施する際に必要となる理由書について、介護支援専門員又は福祉住環境コーディネーターに作成してもらった場合にその費用を負担します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支援件数（件）	35	44	6	36	45	50

(3) 車いす同乗軽自動車貸出事業

歩行が困難な高齢者等の家族等で、運転する方を対象に、車いす同乗軽自動車の貸出を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸出件数 (件)	173	104	71	120	130	140

(4) 福祉バス運行事業

自ら移動手段を持たない、又は家族による送迎が困難な高齢者を対象に、介護予防事業への参加を促進するため、福祉バスを運行し交通手段の確保を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運行回数 (回)	269	170	57	168	174	180

(5) 外出支援サービス事業

概ね65歳以上の高齢者で心身に障がいがあるため一般の交通機関を利用することが困難な方で、市民税非課税世帯の方を対象に、リフトつき車両等による利用者の居宅と医療機関との間の送迎を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運行回数 (回)	453	421	208	240	420	440

(6) 日常生活用具給付等事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等で市民税非課税世帯を対象に、日常生活上安全確保が必要な方に対して、日常生活用具の給付又は貸付を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
給付又は貸出件数 (件)						
電磁調理器 等	5	65	2	2	5	5
福 祉 電 話	19	19	15	13	15	15

(7) マッサージ等施術費助成事業

70歳以上又は身体障害者手帳1・2級の方で、市県民税が非課税又は均等割課税の方を対象に、マッサージ施術料の助成を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	485	444	138	220	350	350

(8) 配食サービス事業

65歳以上の一人暮らしや高齢者のみ世帯等の高齢者及び身体障がい者で、心身の障がい等により食事の調理が困難な方を対象に、栄養のバランスのとれた食事を調理し、配食サービスを提供することにより、健康及び自立生活の支援を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数（人）	203	199	113	140	150	162
改善者数（人）	9	7	1	5	5	5

3 見守りや緊急時に対応する事業

高齢期を迎え、単身世帯あるいは夫婦のみの世帯となっても地域で安心して暮らせるよう、日常的な見守りや緊急時の支えとなる事業を実施します。

(1) 緊急通報装置貸与等事業

概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与し、受信センターと電話回線で直結させ、急病や災害等の緊急時に迅速かつ的確な救援体制により生活不安を解消します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸出台数（台）	252	248	225	220	235	240

(2) 軽度生活援助事業

概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、軽易な日常生活上の援助により自立した生活の継続と要介護状態への進行の防止を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供時間（時間）	4,047	3,607	1,723	3,150	3,500	3,500
サービス利用者数（人）	88	77	59	58	60	60

(3) 生活支援ショートステイ事業

概ね 65 歳以上の高齢者の方を在宅で介護（援護）している家族を対象に、一時的に要援護者を預けられるように、利用者が負担金を負担し養護老人ホーム等で一時的に要援護者が生活できるようにします。

(4) 高齢者等見守り活動事業

郵便、新聞、牛乳等の配達、電気や水道の検針を行う事業者等と協力し、高齢者等の見守り活動に努めます。

(5) 老人安全協力事業（休止中）

飲料水メーカーとの間に協定等を結んで委託し、ひとり暮らし高齢者等を対象に安否確認を行う事業で、平成 23 年以降は震災の影響により休止中ですが、事業の再開に向けて関係機関と協議していきます。

第3章 要支援・要介護認定者に対する支援

住み慣れた自宅で暮らしながら利用することのできる在宅サービスの充実を図るとともに、必要な方には施設での安心した生活を実現するため、サービス基盤の整備と適切な事業運営に努めます。

1 介護保険サービスの充実

介護を要する状態となった高齢者が地域で安心して暮らせるよう、介護サービス提供体制の確保と利用支援の充実を図ります。

(1) 介護サービス基盤の整備とサービス必要量の確保

市内サービス事業者の事業再開の支援を図るなど既存の介護サービス事業所の復旧支援に努めるとともに、本市における介護サービス基盤の更なる整備を推進し、要支援・要介護認定者に必要なサービスを確保します。

また、震災の影響により、市外に避難して生活している高齢者も少なくない現状から、介護保険のサービスは市の枠を越えて利用されています。このような状況も踏まえ、情報交換やサービス利用の調整などに関して広域的な連携を図り、必要なサービス提供を関係機関に要請していきます。（※詳細については、第Ⅲ部参照。）

(2) サービス利用の支援

①制度及びサービスの周知

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族に、制度の概要やサービスの内容、介護保険料など必要な情報がわかりやすく伝わるよう、広報紙やパンフレット等の配布を活用した周知に努めます。さらに、各種会合や出前講座などのさまざまな機会を捉えて、制度とサービスの周知を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
制度等の広報回数（回）	5	4	12	9	5	5

②制度の利用を容易にするための施策

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、利用制限を受けることがないよう、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、特定入所介護サービス費、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③サービス利用に関する相談支援と苦情への対応

サービス利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制の充実を図ります。

(3) 介護スタッフ等専門人材の養成・確保の支援

本市のサービス事業所においては、震災の影響により、介護・福祉・看護等の専門的知識と経験を有する人材の流出が問題となり、それら人材の確保が急務となっています。そのため、国県等関係機関に要請を行うとともに、介護スタッフ養成事業を展開し、人材の確保に努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
養成講座開催回数 (回)	—	—	—	—	3	3
受 講 者 数 (人)	—	—	—	—	60	60

2 介護サービスの質の向上

介護サービスについて、サービス提供「量」の確保と同時に、サービスの「質」の向上を図ることで、要支援・要介護認定者の安心感と満足感を高めます。

(1) 介護サービス提供事業者の活動環境の整備

介護サービス提供事業者が利用者に、より良質のサービスを効果的に提供できるように、市が事業者に対して積極的な情報提供を進めるとともに、市と事業者、あるいは事業者同士の情報交換などのコミュニケーションを通じてサービスの質の向上を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
情報交換会の開催（回）	1	1	0	0	1	1

(2) 介護支援専門員の資質向上や業務支援

介護保険制度の趣旨に沿った適切、かつ、効果的なサービスの提供がなされるよう、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会や業務を円滑に遂行するための情報交換会等について、地域包括支援センターが中心となって開催します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
研修会・情報交換会の開催 （回）	2	2	0	2	2	2

(3) 介護相談員派遣事業（休止中） 【介護保険の地域支援事業】

介護サービスが適正に提供されるよう、介護相談委員をサービス事業所に派遣し、利用者の相談を受けてその疑問や不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業者におけるサービスの質の向上を図ります。

3 介護者への支援

自宅で介護を受ける高齢者本人からは、家族への支援を求める声も少なくありません。介護用品の助成や交流機会の提供などを通じて、高齢者を身近で支える家族介護者への支援の充実に努めます。

(1) 家族介護教室事業 【介護保険の地域支援事業】

要介護高齢者を現に介護している家族を対象に、家族介護者の適切な介護知識・技術等の習得を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数（人）	129	191	H23 休止	383	390	400
開催回数（回）	8	9		16	16	16

(2) 紙おむつ・介護用品助成事業 【介護保険の地域支援事業】

在宅において介護を受けている寝たきりや認知症の状態にある高齢者が介護用品を使用する場合、その購入に要する費用の一部を助成することにより、当該高齢者を介護する家族の経済的負担の軽減と在宅福祉の増進を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成件数（件）	1,176	1,077	1,040	995	1,200	1,250

(3) 家族介護者交流事業 【介護保険の地域支援事業】

要介護高齢者を現に介護している家族を対象に、交流会を通して介護に関する情報交換等を行うことにより、リフレッシュと介護負担の軽減を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数（人）	54	52	H23 休止	98	108	136
開催回数（回）	4	4		6	6	8

4 制度の公正・適正の維持

望ましい公正な介護保険事業運営を図るため、不要なサービス利用や余分な費用が生じないように、介護認定と給付の適正化に取り組みます。

(1) 地域密着型サービス事業所への指導の実施

計画的に地域密着型サービス事業所への指導を実施し、サービスの質の向上や利用者に適正なサービスが提供されるよう努めます。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実地指導実施割合 (%)	43%	50%	0%	0%	50%	50%

(2) サービス事業所への立入調査等の実施

利用者からの情報等に基づき、サービスが適正に提供されているかどうかを確認するため、必要に応じ事業所への立入調査や聞き取り調査を行う、あるいは書類提出を求め、よりよいサービス提供の向上を図ります。

(3) 介護認定・給付の適正化

要介護認定における認定審査会の運営を公平・適正に行います。また、要介護認定の判定結果に疑義がある場合、被保険者に認定の仕組みや審査判定について責任をもって十分な説明を行います。併せて、介護費用の適正化についても取り組んでいきます。

①要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施される要介護認定調査の結果に対し、認定審査会用資料としての整合性の確認をなくすべく、全調査項目の内容を入念に点検します。

その際、チェック項目や記載内容に不備や誤りなどがある場合は、当該調査員に直接確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認定調査票の点検割合 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
更新申請者に係る認定調査の直接実施割合 (%)	2%	1%	0%	0%	5%	5%

②ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施したうえで、ケアプランが作成されているかの点検を行い、サービスの質の向上を目指します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ケアプランチェックの 実施割合 (%)	0%	5%	0%	0%	5%	10%

③福祉用具購入及び貸与・住宅改修に係る点検

福祉用具の購入及び貸与、住宅改修工事が利用者の必要性に合致しているかどうかを点検し、適切な給付につなげます。

④医療情報との突合

医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
縦覧点検の実施回数 (回)	1	1	0	0	1	1

⑤介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、サービス利用日数・回数、介護保険給付額、利用者負担額を通知することにより利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の過誤請求の防止・抑止につなげていきます。

第4章 高齢者が暮らしやすい地域環境づくり

加齢に伴い身体機能などが低下した高齢者にとっては、長年住み慣れた環境が暮らしにくくなる状況もでてきます。市内施設のバリアフリー化や高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、高齢者の生活環境の向上を図ります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などを背景に、共同住宅やケア付き住宅等への住み替えなど、住まいに対する新たなニーズへの対応についても検討していきます。

1 公共施設などの利用しやすさの向上

公共施設や道路など市の環境整備において、ノーマライゼーションの精神を基礎に、バリアフリー・ユニバーサルデザインでの整備や改修を行うなど、高齢者のみならず誰もが暮らしやすい安全なまちづくりを目指します。

2 高齢者のよりよい住環境づくり

高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活し続けられるよう、個々の高齢者の身体機能や生活状況に合った住まいが確保できる環境づくりに努めます。

(1) 高齢者が暮らしやすい住宅建築についての普及・啓発

高齢者が暮らしやすい住宅建築に関する情報について、市の広報をはじめ、高齢者向けの情報誌等を通じて積極的に情報提供を進めていきます。

(2) 市営住宅の福祉対応型への整備

「南相馬市市営住宅ストック（既存保有）総合活用計画」との整合を図りながら、市営住宅の建設や改修にあたっては、高齢者等が生活しやすいようバリアフリー化を進めるよう関係機関との連携を図ります。

(3) 高齢者向け賃貸等住宅の整備・充実

高齢者向け住宅の建設や民間住宅を含む住宅の改善について、福祉部門と建設部門が相互の連携を図り、高齢者の住みよい住環境の整備に努めます。

(4) 養護老人ホームの充実

高齢者の増加に伴い、環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難なお年寄りが増加する傾向にあることから、養護老人ホームの果たす役割は大きなものとなっています。

市が運営する高松ホームにあつては、処遇、健康管理、食事及び生きがい対策や環境整備等に取り組んでいきます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新規受入者数（人）	8	9	7	10	10	10

(5) 軽費老人ホーム・ケアハウスの確保

経費老人ホームは、ほとんどの施設が個室になっており、家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設で、食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」があります。また、ケアハウスは、自炊ができない程度に身体機能が低下し、独立して生活するには不安がある人が入所対象となる施設です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むため、住宅と生活支援サービスが組み合わされた支援が必要であるとの考えから、軽費老人ホームの担う役割は重要性を増しています。現在、本市には該当する施設は1施設あり、今後も必要な定員数の確保に努めます。

(6) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備・充実

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、親族間の疎遠化など、生活困難な高齢者や老後の安心した生活を求める高齢者の増加により、有料老人ホームへの入所希望者が増加すると思われることから、民間資本の積極的な誘導を行い、施設の整備拡充を進めていきます。

また、介護・医療・住宅の連携のもと、高齢者が安心できる住まいの供給を促進するため、「サービス付き高齢者向け住宅」制度が創設されました。本市においては、震災による影響も相まって住まいに対する高齢者のニーズの多様化が想定されるため、身近な地域にさまざまなタイプの住まいの選択肢を確保する観点から、このような高齢者の住まいの整備について検討していきます。

3 暮らしの安全や防犯・防災への取り組み

高齢者をはじめ、すべての地域住民が安心して暮らすことができるよう、各地域における防犯、防災対策の充実を図ります。

(1) 交通安全対策の充実

警察署や交通指導員・交通教育専門員等と連携し、高齢運転者向けの運転講習などを通じて高齢者自身の安全意識を啓発するとともに、高齢者に配慮する市民意識の醸成を図ります。

(2) 防犯対策の推進

被害防止については、一人暮らし（日中独居を含む）や高齢者のみの世帯を対象に犯罪情報の提供や、救済に関する相談体制の充実等を検討していきます。特に高齢者を狙った悪質商法や詐欺については、手口等の広報や相談窓口の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを促進します。

(3) 防災対策の推進

区長連絡協議会、消防団、警察署等各種団体に構成する協議会を設置し、医療機関や地域自治会などと連携を図りながら防犯・治安活動を実施するとともに、行政区単位で防犯パトロール隊（見守り隊）などを結成し、高齢者の日常生活の安全が確保できる環境整備体制の充実に努めます。

第5章 相談しやすい窓口と地域包括ケアの充実

高齢者の生活支援や権利擁護を図るため、支援の入口となる相談しやすい窓口の充実に努めます。さらに、各地域における包括的なケアの充実を図るため、地域包括支援センターの充実と地域包括ケアシステムの構築に重点的に取り組みます。

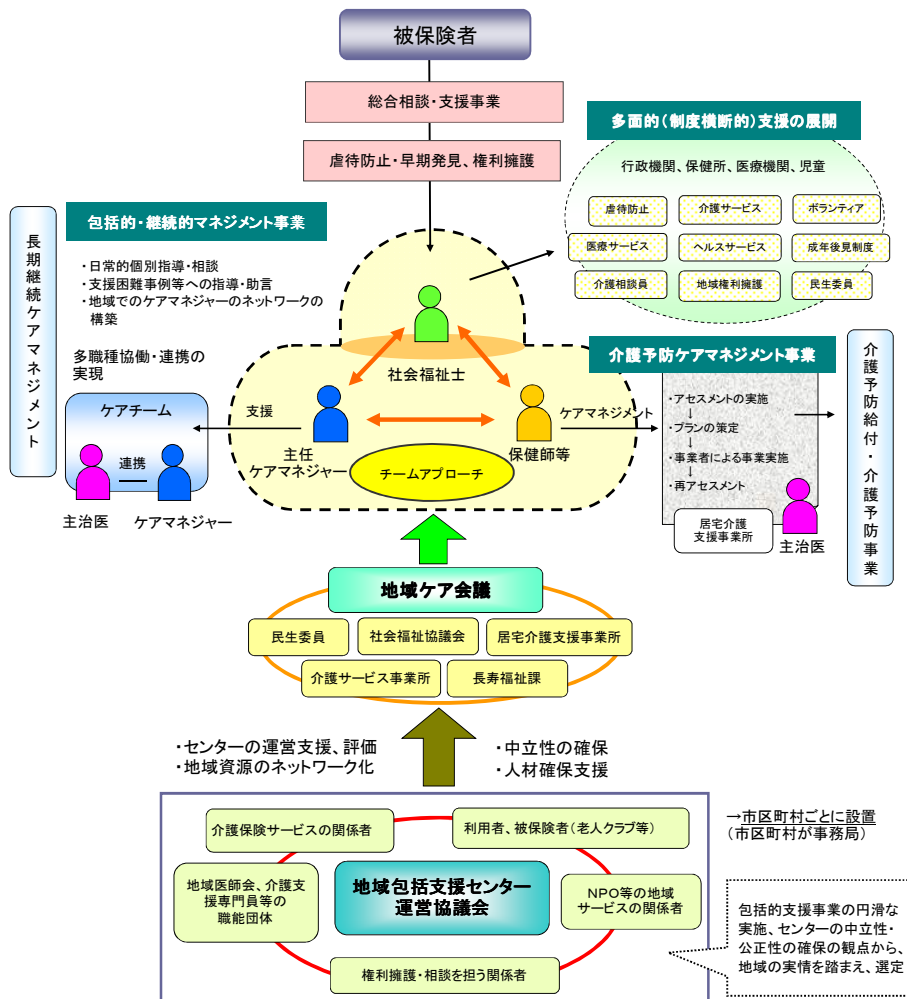
1 地域包括支援センターを中心とした地域包括支援体制の強化

地域包括支援センターを設置し、地域における総合相談窓口を開設するとともに、高齢者や要援護者の暮らしを支える多様な支援を展開します。

(1) 地域包括支援センターの設置

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う地域の中核的機関です。

○地域包括支援センターの体制と機能（イメージ図）



本市においては4か所設置しており、住民からの相談対応、介護予防ケアプランの作成や介護予防教室の実施など、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な支援を行っています。

○南相馬市の地域包括支援センターと人員の配置状況（H24.11末）

センター名称	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援 専門員	合計
原町東地域包括支援センター	1人	2人	1人	4人
原町西地域包括支援センター	1人	2人	1人	4人
小高地域包括支援センター	1人	1人	1人	3人
鹿島地域包括支援センター	1人	1人	1人	3人

（2）地域包括支援センターの充実

福祉サービスの総合相談窓口として、地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていけるように、地域包括支援センター運営協議会を設置し、中立性の確保や公平な運営の継続を図るとともに、高齢者が安心して暮らせる相談体制の整備に努めます。

(3) 包括的支援事業の実施 【介護保険の地域支援事業】

地域包括支援センターでは、地域支援事業の包括的支援事業として、①総合相談支援事業、②権利擁護事業、③介護予防ケアマネジメント事業、④包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施します。

①総合相談支援事業（本章第2節参照）

社会福祉士を中心に、サービスに関する情報提供等の初期対応など、継続的・専門的な相談支援を行います。

②権利擁護事業（本章第3節参照）

権利擁護に関する相談対応のほか、成年後見制度の情報提供や成年後見人の紹介団体への仲介などを通じて、高齢者の権利擁護を図ります。さらに、高齢者の虐待を早期発見し、そのような環境から高齢者等を救うため、地域の関係者によるネットワークの構築に取り組みます。

③介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的とし、二次予防事業対象者について地域包括支援センターの保健師が中心となって、個々の状態に応じた介護予防ケアプランを作成し、効果的に介護予防を進めます。

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施します。

- ・ケアマネジャーの日常的個別相談・指導
- ・支援困難事例への指導助言
- ・地域のケアマネジャーのネットワーク構築
- ・長期継続ケア（医療を含めた多職種連携）

○地域包括支援センターの事業一覧

事業名・項目		事業内容・目標
① 総合相談支援事業	地域におけるネットワーク構築	地域住民や各種団体に対して、センター（職員）の認知度向上のためのPRを行うとともに、地域における各種活動の状況等を把握し、信頼関係を築きます。
	実態把握	高齢者単身世帯・高齢者のみの世帯を中心に生活実態の把握に努めます。
	総合相談	地域に出向き、センターのPR活動を行い、相談に対して円滑に対応します。
② 権利擁護事業	成年後見制度の活用	市の業務を支援するとともに、連携して制度を円滑に利用できるようコーディネートを行います。
	老人福祉施設等への措置	市の業務を支援するとともに、連携して迅速に対応します。
	虐待への対応	通報等により、虐待の疑いがあった場合には、市と連携して迅速に状況を確認し、適切に対応します。
	困難事例への対応	行政、各関係機関等と連携し、迅速に対応します。
	消費者被害防止	地域の実態把握と、各関係機関への情報伝達と連携に努めます。ケース把握時には迅速に対応します。
③ 介護予防ケアマネジメント事業	介護予防事業に関するマネジメント業務	二次予防事業対象者に対して、地域支援事業への参加を促し、介護予防の推進を図ります。
	介護予防給付に関するマネジメント業務	要支援1・2の利用者の生活機能向上のためにサービス提供に努めるとともに、業務委託先を支援します。
④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の人材等の社会資源の活用が図られるよう、情報提供や支援を行うとともに、関係機関の連携を強化します。
	地域における介護支援専門員のネットワーク活用	地域の介護支援専門員の任意団体である「原町方部介護支援専門員連絡協議会」との連携を強化します。
	日常的個別指導・相談	介護支援専門員の日常的業務に対する助言、指導を継続的に実施します。
	支援困難事例への指導・助言	行政と連携し、適切な指導・助言を行います。
その他（市委託事業）	高齢者在宅サービスに係る実態調査及び代行申請等	在宅サービスに係る相談、実態調査及び申請に係る代行業務を行います。
	家族介護教室事業	要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術等の習得を図ります。
	家族介護者交流事業	介護者間で情報交換できる場を提供し、介護者を介護から一時的に開放し、リフレッシュを図ります。

2 相談事業の充実

地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、高齢者をはじめ地域住民から寄せられる多様な相談への適切な対応に努めるとともに、情報収集やつなぎ機能の一層の充実を図ります。

(1) 総合相談支援事業 【介護保険の地域支援事業】

地域包括支援センターでは、住民からの各種相談を幅広く受け付ける総合的な窓口となって対応しています。

常駐する社会福祉士を中心に、サービスに関する情報提供等の初期対応、必要なサービス等への利用のつなぎ機能の発揮などにより、継続的・専門的な相談支援を行います。さらに、地域の関係者とのネットワーク構築を図り、制度横断的、多面的な支援を展開していきます。

(2) 地域実態把握の推進

地域包括支援センターを中心に高齢者の実態把握を推進し、一人暮らしや高齢者のみの世帯等への支援やニーズに対応できる体制整備を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等の実態把握数（件）	1,970	1,837	1,058	1,800	2,000	2,000

3 高齢者虐待防止と権利擁護

加齢とともに判断能力などが衰えた場合にも、地域において今までと同様に安心して暮らせるよう、虐待防止と権利擁護に取り組みます。

(1) 高齢者の虐待防止の取り組み

本市では、虐待の早期発見から適切な事後対応を図るため、虐待に関する相談窓口を設置して地域住民からの情報収集に努めるとともに、虐待防止の啓発及び通報先等の周知を図っています。

また、虐待が家庭の中で起こっている場合などは発見が難しいため、地域の民生委員やケアマネジャー、または地域住民が虐待のサインに気づくことが重要となります。そのためのノウハウ等を民生委員やケアマネジャーに情報提供し、早期に対応できるよう努めます。

(2) 権利擁護事業 【介護保険の地域支援事業】

地域包括支援センターでは、高齢者からの権利擁護に関する相談対応のほか、成年後見制度の情報提供や成年後見人の紹介団体への仲介などを通じて、高齢者の権利擁護を図ります。

また、高齢者等の虐待事例の相談対応を行うとともに、地域の関係機関等の連携によるネットワーク（虐待防止ネットワーク）を構築し、虐待の未然防止や早期発見、適切な支援に努めます。

(3) 日常生活自立支援事業（旧・地域福祉権利擁護事業）の推進

本市の社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症高齢者などが地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいた福祉サービスの利用援助等を通じて、その方の権利擁護に資することを目的とした事業を行っています。主に、福祉サービスにおける情報提供・助言、福祉サービス手続きの援助、福祉サービス料金の支払、苦情解決制度の利用援助、援助に関連した日常的な金銭管理等を支援しています。

今後も、市と地域包括支援センターは社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業を推進し、認知症高齢者等の保護に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業 【介護保険の地域支援事業】

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がいなどで判断能力が不十分な方などに対して、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度です。

地域包括支援センターでは、成年後見制度の利用にかかる相談に応じます。

4 地域包括ケアシステムの構築

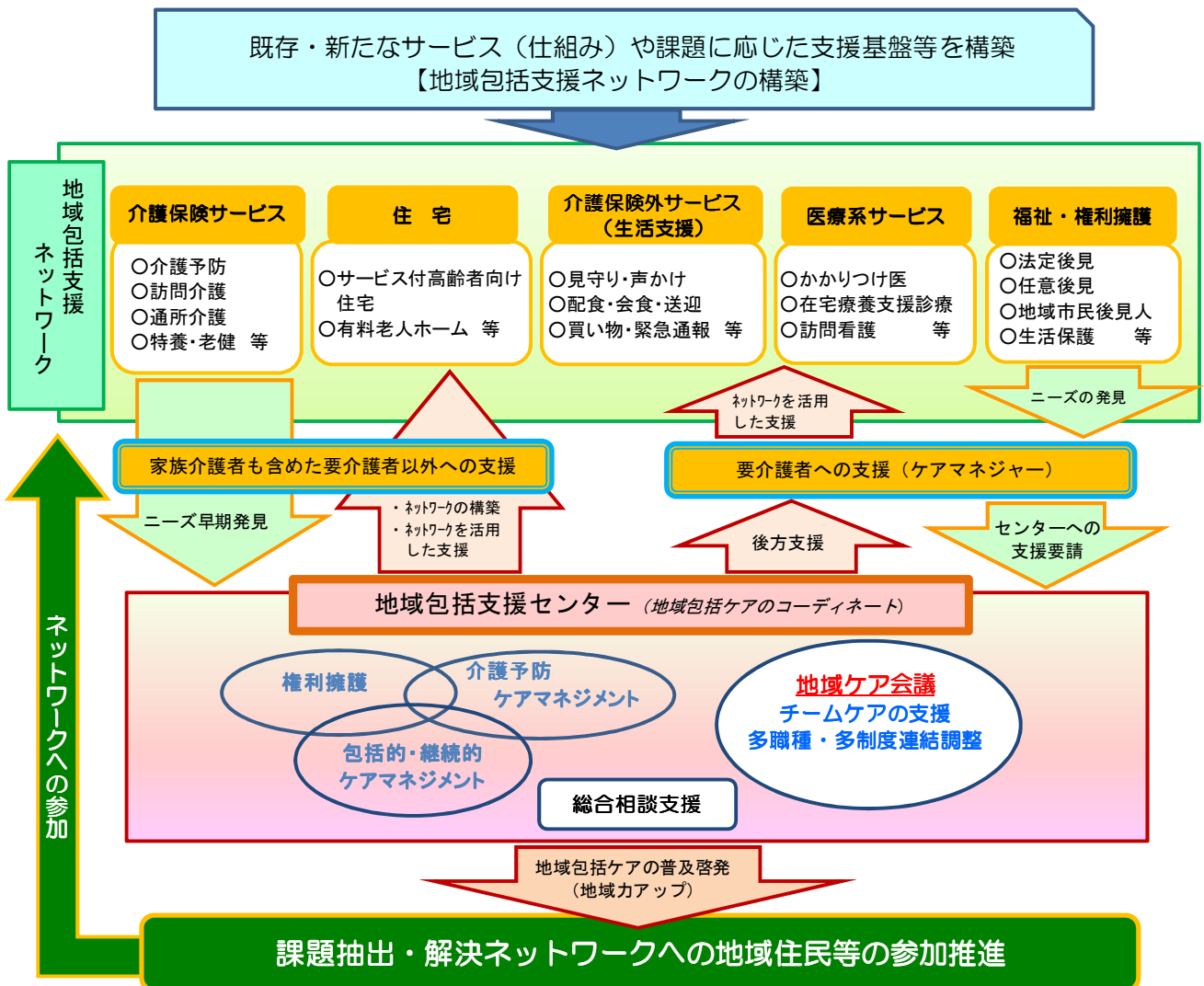
高齢者が必要とするサービスが適宜提供されるよう、高齢者支援に関する部門横断的なネットワークの構築を図るとともに、地域包括支援センターを中心に据えた総合支援の仕組みづくりを推進します。

(1) 地域包括ケアシステムの仕組み

高齢者の地域における生活実態に合わせた総合的な支援を行うため、「介護保険サービス」、「住宅」、「介護保険外サービス（生活支援）」、「医療系サービス」、「福祉・権利擁護」の各分野のサービスを一体的に行う地域包括支援ネットワークの構築、活用を図ります。

地域包括支援センターが中心となって地域包括ケアのコーディネートを行い、地域住民からの協力を得ながら地域包括支援ネットワークの充実を図ります。

○地域包括ケアシステムの全体像（イメージ図）



(2) 地域包括支援センターの強化

各地域包括支援センターが関係機関との情報交換や連携のネットワークづくりが円滑に実施できるよう市が業務を支援します。

(3) 個性に合わせたサービスの提供

地域包括支援センターを中心に個々の高齢者の状態や要望に応じた適切なサービスが提供できるよう介護支援専門員の質の向上と、地域における介護予防ケアマネジメントの構築を図ります。

(4) ケアシステム構築に向けた取り組み

①庁内における人材育成と地域において中心となる人材との連携

市の行政組織上において連携の中心となる担当部署の位置づけを明確にししながら、行政内部にも各分野に精通した（専門的な知識やノウハウを有する）人材を育成・確保していくものとします。

また、各種研修会等により保健・医療・福祉の各関連機関におけるキーパーソンとの連携が円滑に図られるよう努めます。

②医療・介護・福祉の連携

高齢者の健康な生活を支えていくためには、その健康を第一に預かる医師・看護師等の医療関係者と、リハビリなどの医療系事業者、ヘルパーやデイサービスなどの福祉系事業者、保健福祉を担う市の担当課などがこれまで以上に連携を図ることが重要です。地域の実情に合った包括ケア実現のため、関係機関と医療機関との連携を強化していきます。

今後は、介護サービス事業者と医療機関等との相互の連携を一層深めていく必要があることから、地域ケア会議を有効に機能させて総合調整に努めるとともに、独自の情報交換の場の設置など効果的な医療・介護・福祉の連携の枠組みを検討していきます。

③在宅療養に向けた体制の整備

在宅療養とは、診療所や介護サービス事業所などから医師・看護師に訪問をしてもらい、自宅で療養するということです。身体の状態や家庭環境などの理由から病院への通院治療が難しい高齢者に対する医療として、在宅療養の重要性が高まっています。

今後は、在宅療養についての住民の理解を深めるための啓発を行うとともに、高齢者が在宅でも望ましい療養生活が送れるよう、往診をはじめ、医療系の介護サービス、医療機関と訪問看護ステーションの連携など、本人にとって適切な治療やケアが受けられる在宅療養体制の充実を図ります。また、要支援・要介護認定者の医療・看護ニーズに柔軟に対応できる定期巡回随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの提供体制の確保についても検討していきます。

④市民のインフォーマル活動の促進

地域包括ケアシステムの構築には、高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要です。そのためには、保健・医療・福祉・介護の各サービスを担う専門職相互の連携を進めるとともに、地域福祉の向上、地域住民からの協力が不可欠です。

本市では、地域における支え合いやボランティア活動などのインフォーマルな活動を促進するとともに、地域資源として統合・ネットワーク化し、高齢者を継続的かつ包括的に支援する地域づくりを推進します。

また、震災以降、災害時には地域住民による助け合いの重要性が再認識されています。日常から、さらには緊急時まで住民同士が支え合える地域の実現を目指します。

注：インフォーマル活動とは…公式に規定される活動ではなく、非公式な自主的活動のこと。本文中の意味合いで具体例を挙げると、近隣の助け合いや住民による相互扶助活動などを指します。

第6章 被災高齢者の支援

東日本大震災による津波被害や、それに伴う福島第一原子力発電所の事故による影響から、自宅を離れて応急仮設住宅や借上住宅での生活を余儀なくされている方々や、また、未だに市外や県外での避難生活を余儀なくされている高齢者が多くおります。

これらの方々の中には、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も多く、日常生活での支援や見守り、閉じこもり予防等の取り組みが重要となっています。

1 市内の被災高齢者への支援

避難のために自宅を離れることを余儀なくされた高齢者の方々に対し、市内における代替住居の確保とともに、生活環境の変化による影響をできる限り小さくするための生活支援を行います。

(1) 高齢者等サポート拠点による支援

応急仮設住宅に設置した高齢者等へのサポートの拠点である「南相馬市サポートセンター『希望』」を活用して、応急仮設住宅等に居住する高齢者等を総合的に支援します。

○南相馬市サポートセンターの概要

施設名	事業内容	運営主体
南相馬市サポートセンター「希望」 所在地：鹿島区三里団地内	①デイサービスセンター (介護保険サービス) ②総合相談業務 ③配食サービス ④地域交流サロン ⑤見守り・安否確認	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

(2) 応急仮設住宅地域における高齢者への生活支援

応急仮設住宅に居住する高齢者への生活支援や安否確認を行うための事業を行います。

○応急仮設住宅地域における高齢者生活支援事業

事業名	事業内容
応急仮設住宅巡回バス運行事業	仮設住宅と市内病院や公共施設等を巡回するバスを運行します。
仮設住宅等緊急通報設備設置事業	一人暮らし高齢者を対象に、緊急通報設備を設置します。

(3) グループホーム型福祉仮設住宅による支援

応急仮設住宅に設置したグループホーム型仮設住宅により、通常の仮設住宅では生活が困難な認知症をもつ高齢者を支援します。

○グループホーム型仮設住宅の概要

施設名	施設規模	運営主体
グループホーム「なごみの家」 所在地：鹿島区塚合第二応急仮設住宅内	1ユニット9室	社会福祉法人 南相馬福祉会

(4) 高齢者用仮設住宅による支援

応急仮設住宅に設置した高齢者用仮設住宅（長屋型）により、見守りの必要な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方の生活を支援します。

○高齢者用仮設住宅の概要

所在地	施設の内容
原町区牛越仮設住宅内（南エリア）	一人暮らし高齢者用 18室 高齢者のみの世帯用 12室

2 市外の被災高齢者への支援

市外に避難する高齢者への支援として、平成23年8月に施行された「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」による避難先自治体でのサービスの実施や、南相馬市が実施する在宅サービスのうち、可能な範囲でサービスを実施します。

(1) 原発避難者特例法に基づく特例事務

- ①要介護認定等に関する事務
- ②介護予防等のための地域支援事業に関する事務
- ③養護老人ホーム等への入所措置に関する事務

(2) 南相馬市の在宅サービス

- ①紙おむつ・介護用品助成事業
- ②緊急通報装置貸与事業

3 被災施設の復旧、事業再開への支援

市内の高齢者施設については、現在、多くの施設が事業を再開しているものの、介護職員等の不足が課題となっており、本格的な事業の再開には至っていない状況が続いています。

また、津波被害を受けた原町区の施設では、事業再開に向けた取り組みを進めており、早期の復旧が望まれています。一方、福島第一原子力発電所の事故により警戒区域に設定された小高区内の施設では、未だ事業再開の目処がたっていない状況となっています。

これらのことから、市は事業者や県と連携を取りながら、事業の再開に向けた支援を行っていきます。

○入所施設の被災状況

施設種別	被災施設数	備考
特別養護老人ホーム	1	避難指示解除準備区域
介護老人保健施設	1	津波被害
認知症高齢者グループホーム	2	津波被害1、避難指示解除準備区域1

さらに、前述のほか、以下のような支援にも取り組んでいます。

○医療、福祉、保健の確保

- ・地震等により被害を受けた福祉施設の修繕を行い早期の再開を図るとともに、仮設住宅の高齢者等を総合的にサポートするための事業を進めます。
- ・医師及び医療スタッフの確保、施設基準等の規制緩和など病院経営を支援するため、国へ要望するとともに、急性期医療など現在不足している医療の確保に努め、地域医療体制の充実を図ります。
- ・被災者のストレスに対する相談や、気軽に集まれる居場所づくり等の支援を行い、被災者のメンタルヘルスケア及び孤立、孤独死の防止を図ります。

○応急仮設住宅等住環境の確保

- ・県外避難者も含めた応急仮設住宅のニーズを把握し、整備を進めるとともに、罹災住宅の応急修理の支援を行います。
- ・応急仮設住宅に入居している交通弱者の通院や買い物など生活支援のための巡回バスを運行します。また、バスでの移動が困難な入居者には、移動販売を実施します。
- ・応急仮設住宅内の自治組織立ち上げを支援するとともに、社会福祉協議会やボランティア団体と協力し、入居者間の交流やお互いに助け合えるコミュニティづくりを進めます。

○生活資金の支援

- ・被災者生活再建制度等を活用し、被災を受けた方に生活資金の支援を行います。